

事務連絡
令和4年12月1日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る令和4年11月25日に開催された第100回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました（別添、別添別紙1及び別添別紙2参照）。

これを受け、今般、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より国土交通省自動車局を通じ、別添のとおり周知依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれては、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

《添付資料》

- ・国土交通省自動車局 事務連絡（令和4年11月28日付け）
- （別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡（R4.11.25）
- （別添別紙1）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（R4.11.25 変更）
- （別添別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）